

## 田村市公告第 302 号

田村市農産物振興施設整備事業建設工事設計業務について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定に基づく随意契約の相手方を選定するため、企画提案書等の提出者を次のとおり公募する。

令和 5 年 10 月 10 日

田村市長 白石 高 司

### 1 業務概要

- (1) 業務番号 第 1-111 号
- (2) 業務名 田村市農産物振興施設建設工事設計業務
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 25 日まで
- (4) 契約限度額 15,956,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 2 資格要件

応募者は、本事業の参加表明書の受付までに、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。また、参加表明書の受付から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、応募資格を取り消すものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 田村市暴力団排除条例（平成 24 年田村市条例第 3 号）第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる者でないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ④ 令和 5・6 年度田村市入札参加資格者名簿（測量等）における「建築設計」の種別で登録されている者とし、公告の日から入札執行の日までの間に、田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和 5 年田村市告示第 49 号）による指名の停止を受けていない者であること。
- ⑤ 本業務履行地域において、現在、農林水産省の機関から工事請負等契約に係る指名停止の措置等を受けていない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成

11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き中の者ではないこと。(田村市長が工事請負資格を有すると認めた場合を除く。)

⑦ 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。

### 3 実施スケジュール

内容	期間等 ※1	備考
①プロポーザル募集要項の公表	令和 5 年 10 月 10 日(火)	
②質問書の受付	令和 5 年 10 月 10 日(火)から 令和 5 年 10 月 19 日(木)午後 5 時まで	
③質問書に対する回答	令和 5 年 10 月 25 日(水)	(予定)
④参加表明書の受付	令和 5 年 10 月 10 日(火) から 令和 5 年 10 月 27 日(金)午後 5 時まで	
⑤参加資格の有無の回答	令和 5 年 10 月 30 日(月)	(予定)
⑥企画提案書等の受付	令和 5 年 10 月 10 日(火)から 令和 5 年 11 月 1 日(水)午後 5 時まで	
⑦審査 (プレゼンテーション審査)	令和 5 年 11 月上旬	(予定)
⑧候補者選定結果の通知	令和 5 年 11 月中旬	(予定)
⑨契約締結	令和 5 年 11 月中旬	(予定)

※1 期間等については、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

### 4 実施要領等の配布

実施要領等は、田村市ホームページからダウンロードすること。

### 5 最優秀提案者の選定

審査委員会を開催し、応募者の提出書類及びプレゼンテーション時のヒアリングの内容により、事業の具体性や効果等を総合的に審査し、最も評価の高い応募者を候補事業者として選定する。

なお、審査・選定に関して、応募者が 1 者のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、当市が定める最低基準得点 (60 点) に満たない場合は不採用とする。

### 6 契約の手続き

市は、審査委員会によって選定された候補事業者と企画提案図書及びプレゼンテーショ

ン時のヒアリング内容に基づき契約に関する協議を行う。ただし、協議が不調の場合は、次に優秀とした者と順次協議を行う。

## 7 その他

本業務に関する詳細は、田村市農産物振興施設整備事業建設工事実施設計業務公募型プロポーザル実施要領に定める。

## 8 問い合わせ先

田村市産業部農林課（担当：助川、原竹）

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

電 話：0247-81-2511      F A X：0247-81-1210

E-mail：norin@city.tamura.lg.jp